

北海道における令和元年度狩猟期間の対応について
【プレスリリース】

令和元年7月29日
北海道森林管理局
北海道
北海道猟友会

昨年11月の狩猟者の誤射による北海道森林管理局職員の死亡事故を踏まえ、北海道森林管理局、北海道、北海道猟友会は、銃猟安全対策の徹底とエゾシカ対策について、連携して検討を進めてきたところ。令和元年度狩猟期間においては、3者が連携して以下の方向で取り組むこととしています。

1 安全管理に関する取組

(1) 銃猟の安全管理の徹底について

- 北海道、北海道森林管理局、警察、北海道猟友会の合同実施により狩猟パトロールを強化し、警察との連携により違反行為に対しては厳しく対応します。
- 北海道と北海道森林管理局が連携して、狩猟免許更新、狩猟者登録、猟友会支部総会などあらゆる機会を利用して、狩猟者に銃猟安全の徹底を強く呼び掛けます。
- 北海道猟友会においても再発防止策を定め、組織を挙げて事故防止に取り組んでいますが、特に、銃猟経験の浅い会員を対象とした実猟研修を最重要と位置づけ、令和元年度狩猟期間に確実に実施することとし、会員の指導強化に取り組めます。

(2) 国有林（北海道森林管理局）及び道有林の対応

- 国有林及び道有林においては、上記のとおり北海道猟友会の再発防止の取組が未だ途上にあることなどから、民間実施を含む各種森林作業が広く見込まれる平日は、十分な安全対策が講じられる有害鳥獣捕獲によりエゾシカ捕獲を推進することとし、銃器による狩猟（以下「一般銃猟」という。）は禁止します。（詳細は別添を参照して下さい。）
- 道有林内にモデル地区を設定し、北海道、北海道森林管理局等が連携して一般銃猟の安全対策の検証に取り組めます。

2 エゾシカ対策について

- 国有林（北海道森林管理局）においては、一般銃猟を禁止する平日を中心に、エゾシカによる被害が深刻な地域について、これまで実施してきた市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲や森林管理署主体の捕獲事業について、これまでより一層厳格な安全管理の下で行う場合に限り、市町村数や実施箇所数を増やすなど取組を強化します。
加えて、新たに職員実行によるわな捕獲に積極的に取り組めます。
また、食肉処理施設との協定締結によるジビエ利用の取組についても、連携施設を増やすなど一層の推進を図ります。
- 北海道においては、有害鳥獣捕獲のフィールドとして道有林を積極的に活用してもらうことや、モバイルリングなど道有林が主体となったエゾシカ捕獲に継続して取り組めます。
また、国有林が取組を強化する市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲について、市町村に周知し積極的な実施を促すほか、道による捕獲事業を国有林内でも実施します。

令和2年度以降の対応については、令和元年度における銃猟安全対策の取組状況や一般銃猟の安全対策の検証結果等を踏まえて、あらためて関係機関で検討します。

【お問合せ先】

北海道森林管理局 計画保全部 保全課

担当者：根田、藤本、久田

ダイヤルイン：011-622-5250

F A X 番号：011-616-4021

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課

担当者：石井、三井

ダイヤルイン：011-204-5205

F A X 番号：011-232-6790

北海道水産林務部森林環境局道有林課

道有林管理グループ

担当者：山本、河本

ダイヤルイン：011-204-5519

F A X 番号：011-232-4142

一般財団法人 北海道猟友会

担当者：齊藤

ダイヤルイン：011-747-2006

F A X 番号：011-727-3020

道内国有林における令和元年度狩猟期間の対応について 【プレスリリース】

令和元年7月29日
北海道森林管理局

1 誤射事故の発生とこれまでの経過

昨年11月の狩猟者の誤射による職員の死亡事故を踏まえ、狩猟者に対して狩猟関係法令及びルール¹の遵守徹底を促し、再発防止を図る目的で、本年1月15日～3月31日までの間、道内国有林において銃器による狩猟（以下「一般銃猟」という。）を禁止したところです。

しかし、その間においても、国有林内においてエゾシカ残滓の放置や銃猟の痕跡が散見されました。また、7月8日に北海道猟友会から再発防止策の取組状況について中間報告があったところですが、その中でも重要な位置づけにある銃猟経験の浅い会員を対象とした実猟研修は令和元年度狩猟期間に実施するとしており、再発防止の取組は未だ途上にあります。

このような状況を踏まえ、北海道森林管理局、北海道、北海道猟友会が連携して、引き続き、銃猟安全対策の徹底を図るとともに、エゾシカ対策に取り組むこととしています。

2 令和元年度狩猟期間の対応

1のように、北海道猟友会の再発防止策が未だ取組途上にあること、また、昨年の事故が十分な安全対策が講じられる有害鳥獣捕獲とは異なる一般銃猟により、国有林内で平日に広く実施されている森林作業中に発生したことなどを踏まえ、道内国有林における令和元年度狩猟期間の対応については、

- ① 民間実施を含む各種森林作業が広く見込まれる平日については、十分な安全対策が講じられる有害鳥獣捕獲や森林管理署が主体となった捕獲事業に積極的に取り組む（※）ことによりエゾシカ捕獲を推進することとし、一般銃猟は禁止
- ② 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）（以下「休日等」という。）は一般銃猟は可猟。ただし、休日等においても、ハイキングなどの一般入林や民間事業者による伐採などが見込まれる区域は一般銃猟を禁止
- ③ 国有林と道有林が連携してモデル地区を設定し、一般銃猟の安全対策を検証

することとします。

3 令和2年度以降の対応

令和2年度以降の対応については、令和元年度狩猟期間における銃猟安全対策の取組状況や一般銃猟の安全対策の検証結果等を踏まえて、あらためて関係機関で検討することとしています。

4 一般の方々の入林について

国有林では、従来から事故防止のため、狩猟期間中は一般の方々の入林を控えてもらうようお願いしているところですが、令和元年度狩猟期間においても引き続き同様の対応をお願いします。

- （※）・一般銃猟を規制する平日を中心に、これまで実施してきた市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲や森林管理署主体の捕獲事業について、市町村数や実施箇所数を増やして取組を強化
- ・新たに職員実行によるわな捕獲を積極的に実施
 - ・食肉処理施設との協定によるジビエ利用の取組について、連携施設を増やすなど一層推進

【お問合せ先】

北海道森林管理局 計画保全部 保全課

担当者：根田、藤本、久田

ダイヤルイン：011-622-5250

F A X 番 号：011-616-4021

道有林における令和元年度狩猟期間の対応について

令和元年7月29日
北 海 道

1 趣旨

- 昨年11月のエゾシカ狩猟者の誤射による国有林職員の死亡事故を受け、道有林においては、安全確保を最優先とし、本年1月15日から3月31日までの間、主に森林内で業務が行われている平日のみを入林禁止としたところ です。
- 北海道猟友会では、今回の事故原因が狩猟者による基本的な安全確認が不十分であったこと等を踏まえ、銃猟経験の浅い会員等を対象とした実猟研修を行うこととしてしていますが、当該研修を令和元年度狩猟期間に実施するとしており、再発防止の取組は未だ途上にあります。
- このような状況を踏まえ、道有林における令和元年度の狩猟期間については、北海道森林管理局、北海道猟友会と連携し、次のとおり入林規制などの銃猟安全対策に徹底して取り組むとともに、エゾシカ対策を推進していきます。

2 道有林における令和元年度狩猟期間の対応

(1) 狩猟者（銃猟）の入林規制について

- ① 民間実施を含む各種森林作業が広く見込まれる平日については、安全確保を最優先とするため、次の場合を除き銃猟を禁止します。
 - 市町村の管理下で行われる有害鳥獣捕獲等
 - 安全狩猟モデル地区（下記(2)の①参照）
 - 北海道猟友会等により実施する実猟研修
- ② 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）（以下「休日等」という。）の一般銃猟は可。ただし、休日等においても、ハイキング等の一般入林や民間事業者等による事業が見込まれる区域は一般銃猟を禁止します。
- ③ 北海道胆振東部地震の影響により、林地の崩壊が多数発生していることから、胆振管理区の一部（安平町、厚真町、むかわ町）の道有林への入林は、当分の間、禁止しています。

(2) 安全な狩猟とエゾシカ捕獲の推進

- ① 新たに上川南部管理区（上川町など）、十勝管理区（浦幌町など）に安全狩猟モデル地区を設定し、国有林や振興局、猟友会支部等の地域の関係者が連携して安全対策の効果や課題を検証します。
 - ※モデル地区内では平日の一般銃猟を可としますが、具体的な入林手続き等の詳細については、後日、道のホームページ等でお知らせします。
- ② 現地において、狩猟者が現在地や可猟エリアと禁止エリアを認識しやすくするよう林道等に標識を設置します。
- ③ 森林管理者自らが行うエゾシカ捕獲として、厳重な安全管理の下、車両で移動しながら個体数調整を行うモバイルカリング及び囲いワナの設置を引き続き実施します。
- ④ 狩猟者が通行できる開放林道や狩猟通行路線（※）を設定するとともに、冬期間の除雪体制を図るなど、狩猟者が捕獲しやすい環境整備を図ります。
 - ※狩猟期間中の土曜・日曜・祝日及び年末年始に限り、狩猟を目的とした車両の通行を認めている路線。

3 道民の皆様の入林について

道有林では、従来から事故防止のため、狩猟期間中は一般の方々の入林を控えていただくようお願いしているところですが、令和元年度狩猟期間においても道民の皆様には引き続き同様の対応をお願いします。

【お問い合わせ先】

北海道水産林務部森林環境局道有林課

道有林管理グループ

担当者：山本、河本

ダイヤルイン：011-204-5519

FAX 番号：011-232-4142